

タブレット端末活用のルールについて

本市では、市立小・中・義務教育学校のすべての児童生徒に一人一台タブレット端末を整備したところです。これは、児童生徒が個々の学び方に合わせて主体的に学習し、今後必要となる資質能力である情報活用能力を身に付けることなどを目的としています。また、コロナ禍等による臨時休業においても、オンライン学習等により、子どもたちの学びを保障するものとなります。

このたび、学校内のみならず家庭でも効果的に、かつ「安心・安全」に活用できるよう「タブレット端末活用のルール」を定めました。タブレット端末を学習に大いに役立てられるようにして、ルールについては守口市ホームページに掲載するなど端末を通じていつでも見られるようにし、子どもたちに指導してまいります。ぜひご家庭でも子どもたちと一緒にご確認ください。

なお、本端末は、児童生徒に貸与するものですので、故障や破損等に関しては、下記のとおりご理解とご対応をお願いいたします。

記

1. 故障等への対応について

(1) 連絡先

故障・破損等の際は必ず学校へ連絡ください。修理等は、守口市教育委員会を通じて行い、再設定します。

(2) 修理・交換が必要な場合

学校の教育活動で破損した場合には、原則、市費で修理・交換しますが、ルールを守らず使用して破損した場合などには、保護者の負担をお願いしなければならないこともあります。なお、ご家庭での破損等の場合は、修理等の代金をお支払いいただきます。

(3) 保険

保護者の負担に備えて、保険への加入についてお知らせします。保険への加入はあくまでも任意ですが、「大阪府PTA協議会総合保障制度」等の保険には、貸与物等についての補償もありますので、詳しくはHP等でご確認ください。また、現在加入している保険があるご家庭は、補償内容について保険会社に確認されることをおすすめします。なお、故意による破損については、保険が適用されませんのでご承知おきください。

2. 安全性（セキュリティ）について

インターネット上の不適切なサイトへのアクセスを制限するため、守口市教育委員会がフィルタリングの設定をしています。ご家庭でもインターネット利用のルールやモラルについてご指導ください。